

宇治田原町ふるさと納税プロモーション業務 公募型プロポーザル実施要項

1 業務の目的

本町では、ふるさと納税制度を活用して、財源の確保や町の PR、地域活性化、特色ある使い道事業による未来を担う人材の育成などを図っている。これらをさらに推進・発展させていくため、本町の資源・取組状況を踏まえた、ふるさと納税等の分析に基づいた独自性の高い戦略的アプローチ（マーケティング、PR等プロモーション）の業務を委託するもの。

2 業務概要

- (1) 業務名 宇治田原町ふるさと納税プロモーション業務
- (2) 業務内容 業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで
- (4) 契約方法 随意契約
- (5) 見積限度額 3,680,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加要件

- (1) 企画提案を提出する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - ②令和4年度・5年度宇治田原町指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者、または企画提案書提出時に宇治田原町一般競争（指名競争）入札参加資格申請提出要領に記載している必要な資料の提出が可能なる者であること。
 - ③宇治田原町の指名停止を受けていない者であること。
 - ④消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
 - ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - ⑦本業務又はこれと同等の業務について実績を有していること。
- (2) 2者以上による提案

2者以上による共同提案の場合は、そのうち代表者と委託契約を締結する。その場合においては、業務全体の進行管理、とりまとめ等は代表者の責任において行うこと。

4 プロポーザルのスケジュール及び提出書類

参加者から提出された企画提案書等について、プレゼンテーション形式のプロポーザルによる審査を行い、最も評価点が高い者を契約候補者とする。

(1) スケジュール

公募開始 令和4年9月26日(月)
参加意向の表明 10月7日(金) 17時まで
質問書受付締切 10月11日(火) 正午まで
企画提案書提出締切 10月17日(月) 17時まで
プレゼンテーション(審査委員会) 10月19日(水) 予定
審査結果 10月21日(金) 予定

(2) 参加意向の表明

- ①期限：10月7日(金) 17時
②方法：Eメール(kikakuseisaku@town.ujitawara.lg.jp 宇治田原町企画財政課あて)
*Eメール送信後に、着信確認の電話(Tel:0774-88-6632)をすること。
③提出書類：参加意向申出書(様式1)
*2者以上による共同提案の場合は、「グループ構成員表(様式6)」を添付すること。
*参加意向申出書の提出後、参加を辞退する場合は、以下(3)の期限までにその旨を書面で連絡すること。

(3) 質問受付

- ①期間：9月26日(月)～10月11日(火) 正午まで
②方法：Eメール
③様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
・件名は[宇治田原町ふるさと納税プロモーション業務に関する質問]とする。
・質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及びEメールアドレスを記載すること。
・質問内容を端的に表す表題を本文の冒頭に記載すること。
・企画提案の審査に関する質問は受け付けない。
④回答：10月13日(木)までに回答
⑤方法：参加意向を表明した全事業者に対し、質問者の名前を伏せて、Eメールで回答。

(4) 企画提案書等の提出

- ①期限：10月17日(月) 17時
②提出書類：

書類名	部数	内容等	備考
1 企画提案書(任意様式)	7 (原本1 副本6)	業務仕様書の業務を効果的に実施するための具体的な提案。業務フロー。活用可能な媒体・ノウハウ・ネットワーク。その他、有用と思われる提案など	用紙サイズはA4判(図表等については、A3判の片面印刷で折込みも可)
2 見積書(様式2)	1	必要となる経費の内訳と積算をできる限り記載	
3 消費税及び地方消費税の納税証明書	1	消費税及び地方消費税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類(直前1営業年度分の証明書)* 写し可	

4	営業経歴書(様式3)	1	企画提案書提出者、直接取引を希望する支店等、営業種目、営業年数、従業員数等	
5	実績調書(様式4)	1	過去における事業実績 *ふるさと納税、プロモーション、広告代理業務それに類する業務の実績を記載し、代表的な複数の事例を提示すること。	
6	本業務の推進体制(様式5)	1		
7	会社概要	1	既製のもので可	
8	「宇治田原町一般競争(指名競争)入札参加資格申請提出要領」記載資料	1	※上記1～7と重複する書類は省略可	令和4・5年度宇治田原町指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は提出不要

*2者以上による共同提案を行う場合は、構成員毎の3～5、7の書類を提出してください。

③提出先：

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1
宇治田原町 企画財政課 ふるさと応援推進係

④方法：追跡情報が残る郵送（期限必着）または持参

(5) プレゼンテーション

①期日（予定）：10月19日（水）

時間は別途通知する。

②出席人数：3名以内

③実施方法

- ・1提案者40分以内（質疑時間10分含む）とする。
- ・リアル会場（宇治田原町役場）またはZ o o mによるプレゼンテーションとする（いずれかを選択）
*リアル会場にはプロジェクターを設置。PCは提案者持参。
*Z o o mの場合は必要なネットワーク環境を構築すること。
- ・事前に提出した提案書に沿って提案を行うこと。

④評価基準

別表「評価基準」のとおりとする。

5 契約候補者の選定

審査委員会が上記評価項目に基づき審査を行い、最も評価点が高い事業者を契約候補者として選定する。

(1) 契約候補者

審査書類及びプレゼンテーションを受け、各委員がつけた評価点を合計した総評価点数が最も高い者を契約候補者として選定し、次いで高い者を次点者とする。

(2) 結果の通知

審査の結果は、10月21日（金）に以下の内容を書面により通知する。

- ①契約候補者に選定した者に対しては、選定した旨及び契約手続きの旨を通知する。
- ②契約次点候補者に選定した者に対しては、その旨を通知する。
- ③契約候補者に選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨を通知する。

6 失格要件

次に掲げる事項に該当する場合は、提案者及び契約候補者の資格を取り消すものとする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 3の参加要件を満たさなくなった場合
- ウ 見積書の金額が見積限度額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与えると認められる行為があった場合
- オ 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正と認められる行為を行った場合
- カ プレゼンテーションを欠席した場合
- キ 評価点が70点に満たない場合

7 契約の締結

選定された契約候補者の企画提案内容については、その全てを承認するものではなく、契約締結にあたっては改めて契約候補者と協議を行い、企画提案内容を精査し、業務内容・費用等を明確にした上で正式な契約相手方として決定する。

なお、契約候補者との協議が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合がある。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (2) 企画提案書など提案のあった内容については、今後の企画の参考とすることがある。
- (3) 企画提案書等は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 審査結果として、企画提案書等を提出した者の名称、審査結果の概要等の情報を公開する場合があるほか、宇治田原町情報公開条例に基づく開示請求に応じる場合に、提出された書類の内容の全部又は一部を開示する場合がある。

9 問合せ先

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町立川坂口18番地の1

宇治田原町企画財政課 担当：勝谷（かつたに）

Tel：0774-88-6632 Fax：0774-88-3231

Mail：kikakuseisaku@town.ujitawara.lg.jp

別表「評価基準」

審査項目		評価基準	配点		
企画内容の評価	基本的要件	業務目的等の理解度	▶業務目的、前提条件、業務内容について理解したうえで、提案がなされているか。	30	10
		PRやコンテンツ作成等のノウハウ	▶PR広告やコンテンツ作成、その関連事項について必要なスキルやノウハウを有すると見込まれるか。		10
		ふるさと納税制度や本町取組の理解度と視点	▶ふるさと納税制度に関する知見を有しているか。また、本町のふるさと納税やその使い道の取組を踏まえた提案になっているか。		10
	提案内容	コンサルティングに関する事	▶本町への寄附促進のための取組やマーケティング、PRなど本業務に係るコンサルティングの能力を有すると見込まれるか。	60	10
		PR広告等の作成及び掲出に関する事	▶本町への寄附を促進するための広告媒体やネットワークその他関連手段等を十分に有していると認められるか。		10
		寄附者との継続的なつながりを持てるような情報発信に関する事	▶寄附者との継続的なつながりを持てるような情報発信について、効果的な提案がなされているか。		10
		クリエイティブ・コンテンツ制作に関する事	▶コンテンツ(画像、文言、意匠)等制作について、デザイン性が高く、リアクションを促進するような効果的な提案がなされているか。		10
		取組の独自性、差別化	▶ふるさと納税での取組や、町の価値・優位性向上の取組について、独自性や差別化について提案がなされているか。		10
		期待される効果	▶提案内容から、本町への寄附拡大やPR等での訴求について十分な効果が期待できるか。		10
		業務実施体制等	▶業務遂行に必要な要員、体制等を有しているか。またそれが的確に示されているか。		30
過去の実績	▶過去の類似の事業の実績が十分か。事業の結果、成果が表れているか。	10			
経費見積	▶見積の算出や積算の配分が適切か。	10			
120					